

岩手県告示第556号

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、岩手県産業再生復興推進計画に定められた復興推進事業を実施する個人事業者又は法人（以下「指定事業者」という。）を次のとおり指定した。

平成30年7月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定事業者の氏名又は名称	住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地	復興推進事業の業種	指定年月日
株式会社井戸商店	釜石市大平町四丁目1番26号	食品関連産業	平成30年1月11日
株式会社杜関	栃木県矢板市こぶし台4番地1	食品関連産業	平成30年2月14日
宮古自動車貨物運送株式会社	宮古市田の神二丁目3番12号	鉄鋼関連産業	平成30年6月15日
株式会社中山木材	宮古市宮町四丁目5番19号	木材関連産業	平成30年6月28日